

船舶インシデント調査報告書

令和元年8月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成31年1月14日 15時30分ごろ
発生場所	沖縄県渡嘉敷村渡嘉敷島東方沖 渡嘉敷港南防波堤灯台から真方位113° 3.5海里付近 （概位 北緯26° 10.5′ 東経127° 26.0′）
インシデントの概要	漁船ふみと丸は、操業後、主機の始動ができず、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成31年1月21日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 ふみと丸、2.8トン ON3-100317（漁船登録番号）、個人所有 第250-48506号（船舶検査済票の番号） ディーゼル機関、4サイクル、出力139.75kW、回転数毎分 3,100、4気筒、ボア100mm
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風速 約2m/s、視界 良好 海象：波高 約1.5m
インシデントの経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、渡嘉敷島東方沖で操業を終え、 帰港の目的で主機を始動しようとしたが、始動ができなかった。 船長は、燃料油系統のエア抜きを行って主機の始動を試みたが、始 動ができなかったため、海上保安庁に救助を要請した。 本船は、来援した巡視艇にえい航され、沖縄県糸満市糸満漁港に入 港した。
分析	本船は、操業後、主機の始動ができず、運航不能となったものと考えられるが、船長から情報が十分に得られなかったことから、主機の始動ができなかった状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、本船が、操業後、主機の始動ができなかったことにより発生したものと考えられる。